

7. 障害児施策等について

I 障害福祉施策の最近の動向について

【障害者保健福祉について】

○ 「障害者自立支援法」は廃止し、「制度の谷間」がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障害者総合福祉法(仮称)を制定することとされている。

※ 「障がい者総合福祉法(仮称)」は遅くとも平成25年8月までに実施。

○ この「障がい者総合福祉法(仮称)」の検討のために、本年4月に障がい者制度改革推進会議の下に総合福祉部会を設置し、検討を開始したところであり、障害者の方々や事業者など現場の方々をはじめ、様々な関係者の御意見などを十分に聞きながら、検討を進めていく。

・平成21年12月8日、閣議決定により内閣に「障がい者制度改革推進本部」が設置。

・平成22年1月12日、第1回「障がい者制度改革推進会議」が開催。

・平成22年4月27日、第1回「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」が開催。

⇒平成22年6月7日、推進会議において、「障害者制度改革の推進のための基本的方向(第1次意見)」を取りまとめ。同月29日、「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定。

○ この新たな制度ができるまでの間、平成22年度予算においては、低所得(市町村民税非課税)の障害者及び障害児につき、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料としている。

これまでの経緯

- 平成18年 4月 : 障害者自立支援法の施行（同年10月に完全施行）
- 平成18年12月 : 法の円滑な運営のための特別対策
（平成18年～平成20年度の3年間で国費:1,200億円）
（①利用者負担の更なる軽減、②事業者に対する激変緩和措置、③新法への円滑な移行等のための緊急的な経過措置）
- 平成19年12月 : 障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置
（①利用者負担の見直し、②事業者の経営基盤の強化、③グループホーム等の整備促進）
- 平成20年12月 : 社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
- 平成21年 3月 : 「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」国会提出
→同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
- 平成21年 9月 : 連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
- 平成22年 1月 : 厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意
- 平成22年 4月 : 低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化
障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始
- 平成22年 6月 : 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定)

障害者自立支援法等の一部を改正する法律案の概要 (H21.3.31国会提出→廃案)

① 利用者負担の見直し

- － 利用者負担について、応能負担を原則に
- － 障害福祉サービスと補装具の利用者負担を合算し負担を軽減

② 障害者の範囲及び障害程度区分の見直し

- － 発達障害が障害者自立支援法の対象となることを明確化
- － 障害程度区分の名称と定義の見直し
(※ 障害程度区分そのものについても障害の多様な特性を踏まえて抜本的に見直し)

③ 相談支援の充実

- － 相談支援体制の強化(市町村に総合的な相談支援センターを設置、「自立支援協議会」を法律上位置付け)
- － 支給決定プロセスの見直し(サービス利用計画案を勸案)、サービス利用計画作成の対象者の大幅な拡大

④ 障害児支援の強化

- － 児童福祉法を基本として身近な地域での支援を充実
(障害種別等で分かれている施設の一元化、通所サービスの実施主体を都道府県から市町村へ など)
- － 放課後型のデイサービス等の充実

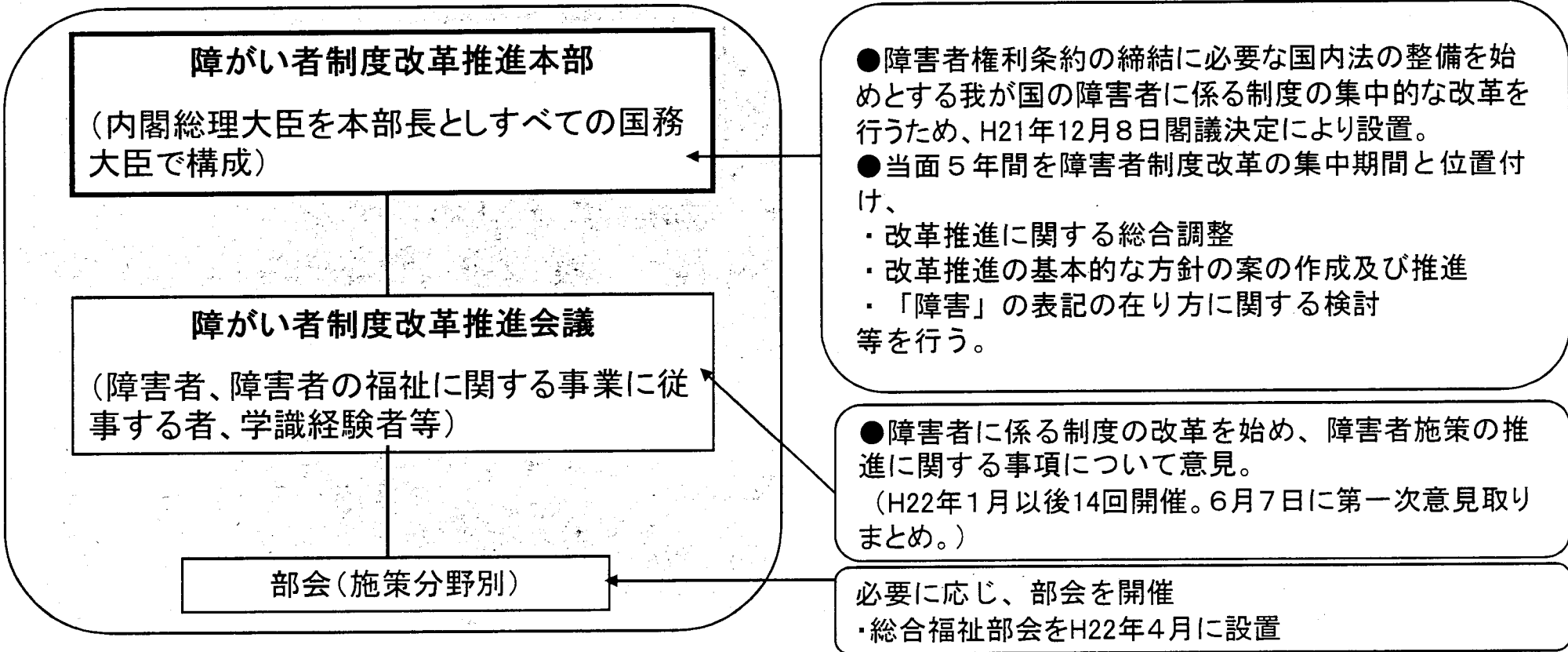
⑤ 地域における自立した生活のための支援の充実

- － グループホーム・ケアホーム利用の際の助成を創設
- － 重度の視覚障害者の移動を支援するサービスの創設(個別給付化)

(その他)事業者の業務管理体制の整備、精神科救急医療体制の整備等

施行期日：1年6ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日。(障害者の範囲は公布の日。障害程度区分、③、④は平成24年4月1日。)

障害者制度改革の推進体制



149

【新たな推進体制の下での検討事項の例】

- ・障害者権利条約の実施状況の監視等を行う機関(モニタリング機関)
- ・障害を理由とする差別等の禁止に係る制度
- ・教育
- ・労働・雇用
- ・障害福祉サービス(総合福祉部会をH22年4月以後5回開催) 等

障がい者制度改革推進会議構成員名簿

(敬称略 五十音順)

大久保 常明	(福)全日本手をつなぐ育成会常務理事	関口 明彦	全国「精神病」者集団運営委員
大谷 恭子	弁護士	竹下 義樹	(福)日本盲人会連合副会長
大濱 眞	(社)全国脊髄損傷者連合会副理事長	土本 秋夫	ピープルファースト北海道会長
小川 榮一	日本障害フォーラム代表	堂本 暁子	前千葉県知事
尾上 浩二	(NPO)障害者インターナショナル日本会議 事務局長	中島 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
勝又 幸子	国立社会保障・人口問題研究所 情報調査分析部長	中西 由紀子	アジア・ディスアビリティ・インスティテート代表
門川 紳一郎	(福)全国盲ろう者協会評議員	長瀬 修	東京大学大学院特任准教授
川崎 洋子	(NPO)全国精神保健福祉会連合会理事長	久松 三二	(財)全日本ろうあ連盟常任理事・事務局長
北野 誠一	(NPO)おおさか地域生活支援ネットワーク 理事長	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
清原 慶子	三鷹市長	松井 亮輔	法政大学教授
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授	森 祐司	(福)日本身体障害者団体連合会 常務理事・事務局長
新谷 友良	(社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 常務理事	山崎 公士	神奈川大学教授
		オブザーバー	
		遠藤 和夫	日本経済団体連合会労働政策本部主幹

障がい者制度改革推進会議総合福祉部会構成員名簿

(敬称略 五十音順)

朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センター「がじゅまる」センター長	清水 明彦	西宮市社会福祉協議会障害者生活支援グループグループ長
荒井 正吾	全国知事会社会文教常任委員会委員、奈良県知事	末光 茂	社団法人日本重症児福祉協会常務理事
伊澤 雄一	特定非営利活動法人 全国精神障害者地域生活支援協議会代表	竹端 寛	山梨学院大学准教授
石橋 吉章	社団法人全国肢体不自由児者父母の会 連合会理事	田中 伸明	社会福祉法人日本盲人会連合
伊東 弘泰	特定非営利活動法人日本アビリティーズ協会会長	田中 正博	特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク代表理事
茨木 尚子	明治学院大学教授	中西 正司	全国自立生活センター協議会常任委員
氏田 照子	日本発達障害ネットワーク副代表	中原 強	財団法人日本知的障害者福祉協会会長
大久保 常明	社会福祉法人全日本手をつなぐ育成会常務理事	奈良崎 真弓	ステージ編集委員
大濱 眞	社団法人全国脊髄損傷者連合会副理事長	西滝 憲彦	財団法人全日本ろうあ連盟
岡部 耕典	早稲田大学准教授	野沢 和弘	毎日新聞論説委員
小澤 温	東洋大学教授	野原 正平	日本難病・疾病団体協議会副代表
小田島 栄一	ピープルファースト東久留米代表	橋本 操	特定非営利活動法人ALS/MNDサポートセンター さくら会理事長
小野 浩	きょうされん常任理事	東川 悦子	特定非営利活動法人日本脳外傷友の会理事長、 日本障害者協議会副代表
尾上 浩二	特定非営利活動法人 障害者インターナショナル日本会議事務局長	平野 方紹	日本社会事業大学准教授
柏女 霊峰	淑徳大学教授	広田 和子	精神医療サバイバー
河崎 建人	社団法人日本精神科病院協会副会長	福井 典子	社団法人日本てんかん協会常任理事
川崎 洋子	特定非営利活動法人全国精神保健福祉会連合会理事長	福島 智	東京大学先端科学技術研究センター教授
門屋 充郎	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会代表理事	藤井 克徳	日本障害フォーラム幹事会議長
門川 紳一郎	社会福祉法人全国盲ろう者協会評議員	藤岡 毅	弁護士・障害者自立支援法訴訟弁護団事務局長
北浦 雅子	社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会会長	増田 一世	社団法人やどかりの里常務理事
北野 誠一	特定非営利活動法人おおさか地域生活支援 ネットワーク理事長	三浦 貴子	全国身体障害者施設協議会地域生活支援推進委員会 委員長
君塚 葵	全国肢体不自由児施設運営協議会会長	光増 昌久	障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 副代表
倉田 哲郎	箕面市市長	三田 優子	大阪府立大学准教授
駒村 康平	慶応義塾大学教授	宮田 広善	全国児童発達支援協議会副会長
近藤 正臣	全国社会就労センター協議会会長	森 祐司	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事・ 事務局長
斎藤 縣三	特定非営利活動法人共同連事務局長	山本 眞理	全国「精神病」者集団
坂本 昭文	鳥取県西伯郡南部町長		
佐藤 久夫	日本社会事業大学教授		
佐野 昇	社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 事務局長		

Ⅱ 障害者制度改革の推進のための 基本的方向性について

(H22.6.29 閣議決定)

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について(6月29日閣議決定)【概要】

目的・基本的考え方

- 障がい者制度改革推進会議の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)を最大限に尊重し、我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図る。

➔ 障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現

障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

工程表

	平成21年12月～平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
横断的課題のスケジュール等	障がい者制度改革推進本部の設置(平成21年12月)	● 障害者基本法抜本改正・制度改革の推進体制等に関する法案の提出	● 次期障害者基本計画決定(12月目途) ● 障害者総合福祉法案(仮称)の提出	● 障害者差別禁止法案(仮称)の提出(改革の推進に必要な他の関係法律の一括整備法案も検討) 8月までの施行	

基礎的な課題における改革の方向性

- (1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築
- ・ 障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加、参画を柱に据えた施策の展開
 - ・ 虐待のない社会づくり

- (2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化
- 障害の定義の見直し、合理的配慮が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話その他の非音声言語の定義の明確化

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

- (1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制
- ・ 障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
 - ・ 改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
 - ・ 改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

➔ 第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す

- (2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等
- ・ 障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

➔ 第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるよう検討

- (3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定
- ・ 制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

➔ 第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す

個別分野における基本的方向と今後の進め方

※主な事項について記載

(1) 労働及び雇用	・ 福祉的就労への労働法規の適用の在り方 (～23年内) ・ 雇用率制度についての検証・検討 (～24年度内目途) ・ 職場での合理的配慮確保のための方策 (～24年度内目途)				
(2) 教育	・ 障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた制度改革の基本的方向 (～22年度内) ・ 手話・点字等に通じた教員等の確保・専門性の向上に係る方策 (～24年内目途)				
(3) 所得保障	・ 障害者の所得保障の在り方を公的年金の抜本見直しに併せて検討 (～24年内目途) ・ 住宅の確保のための支援の在り方 (～24年内)				
(4) 医療	・ 医療費用負担の在り方(応能負担) (～23年内) ・ 社会的入院を解消するための体制 (～23年内) ・ 精神障害者の強制入院等の在り方 (～24年内目途)				
(5) 障害児支援	・ 相談・療育支援体制の改善に向けた方策 (～23年内)				
(6) 虐待防止	・ 虐待防止制度の構築に向けた必要な検討				※各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、工程表としてそれぞれ検討期間を設定
(7) 建物利用・交通アクセス	・ 地方のバリアフリー整備の促進等の方策 (～22年度内目途)				
(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障	・ 情報バリアフリー化のための環境整備の在り方 ・ 障害特性に応じた災害時緊急連絡の伝達の方策 (～24年内)				
(9) 政治参加	・ 選挙情報への障害者のアクセスを容易にする取組 (～22年度内) ・ 投票所のバリア除去等				
(10) 司法手続	・ 刑事訴訟手続における障害の特性に応じた配慮方策 (～24年内目途)				
(11) 国際協力	・ アジア太平洋での障害分野の国際協力への貢献				

障害者制度改革の推進のための基本的な方向について

平成22年6月29日
閣議決定

政府は、障がい者制度改革推進会議(以下「推進会議」という。)の「障害者制度改革の推進のための基本的な方向(第一次意見)」(平成22年6月7日)(以下「第一次意見」という。)を最大限に尊重し、下記のとおり、障害者の権利に関する条約(仮称)(以下「障害者権利条約」という。)の締結に必要な国内法の整備を始めとする我が国の障害者に係る制度の集中的な改革の推進を図るものとする。

記

第1 障害者制度改革の基本的考え方

あらゆる障害者が障害のない人と等しく自らの決定・選択に基づき、社会のあらゆる分野の活動に参加・参画し、地域において自立した生活を営む主体であることを改めて確認する。

また、日常生活又は社会生活において障害者が受ける制限は、社会の在り方との関係によって生ずるものとの視点に立ち、障害者やその家族等の生活実態も踏まえ、制度の谷間なく必要な支援を提供するとともに、障害を理由とする差別のない社会づくりを目指す。

これにより、障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図る。

第2 障害者制度改革の基本的方向と今後の進め方

第一次意見の第3を踏まえ、以下のとおり障害者制度改革の推進を図るものとする。

1 基礎的な課題における改革の方向性

(1) 地域生活の実現とインクルーシブな社会の構築

障害者があらゆる分野において社会から分け隔てられることなく、日常生活や社会生活を営めるよう留意しつつ、障害者が自ら選択する地域への移行支援や移行後の生活支援の充実、及び平等な社会参加を柱に据えた施策を展開するとともに、そのために必要な財源を確保し、財政上の措置を講ずるよう努める。また、障害者に対する虐待のない社会づくりを目指す。

(2) 障害のとらえ方と諸定義の明確化

上記第1の「障害者制度改革の基本的考え方」を踏まえ、障害の定義を見直すとともに、合理的配慮(障害者権利条約に定めるものをいう。以下同じ。)が提供されない場合を含む障害を理由とする差別や、手話及びその他の非音声言語の定義を明確化し、法整備も含めた必要な措置を講ずる。

2 横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1) 障害者基本法の改正と改革の推進体制

障害者基本法(昭和45年法律第84号)の改正や改革の推進体制について、第一次意見に沿って、障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加、改革の集中期間(「障がい者制度改革推進本部の設置について」(平成21年12月8日閣議決定)に定めるものをいう。以下同じ。)内における改革の推進等を担う審議会組織の設置や、改革の集中期間終了後に同組織を継承し障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等も含め、必要な法整備の在り方を検討し、平成23年常会への法案提出を目指す。

(2) 障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

障害を理由とする差別を禁止するとともに、差別による人権被害を受けた場合の救済等を目的とした法制度の在り方について、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成25年常会への法案提出を目指す。

これに関連し、現在検討中の人権救済制度に関する法律案についても、早急に提出ができるよう検討を行う。

(3) 「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

応益負担を原則とする現行の障害者自立支援法(平成17年法律第123号)を廃止し、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」(仮称)の制定に向け、第一次意見に沿って必要な検討を行い、平成24年常会への法案提出、25年8月までの施行を目指す。

3 個別分野における基本的方向と今後の進め方

以下の各個別分野については、改革の集中期間内に必要な対応を図るよう、横断的課題の検討過程や次期障害者基本計画の策定時期等も念頭に置きつつ、改革の工程表としてそれぞれ検討期間を定め、事項ごとに関係府省において検討し、所要の期間内に結論を得た上で、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 労働及び雇用

- 障害者雇用促進制度における「障害者」の範囲について、就労の困難さに視点を置いて見直すことについて検討し、平成24年度内を目途にその結論を得る。
- 障害者雇用率制度について、雇用の促進と平等な取扱いという視点から、いわゆるダブルカウント制度の有効性について平成22年度内に検証するとともに、精神障害者の雇用義務化を図ることを含め、積極的差別是正措置としてより実効性のある具体的方策を検討し、平成24年度内を目途にその結論を得る。
- いわゆる福祉的就労の在り方について、労働法規の適用と工賃の水準等を含めて、推進会議の意見を踏まえるとともに、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(以下「総合福祉部会」という。)における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。
- 国及び地方公共団体における物品、役務等の調達に関し、適正で効率的な調達の実施という現行制度の考え方の下で、障害者就労施設等に対する発注拡大に努めることとし、調達に際しての評価の在り方等の面から、障害者の雇用・就業の促進に資する具体的方策について必要な検討を行う。
- 労働・雇用分野における障害を理由とする差別の禁止、職場における合理的配慮の提供を確保するための措置、これらに関する労使間の紛争解決手続の整備等の具体的方策について検討を行い、平成24年度内を目途にその結論を得る。
- 障害者に対する通勤支援、身体介助、職場介助、コミュニケーション支援、ジョブコーチ等の職場における支援の在り方について、平成23年内を目途に得られる総合福祉部会の検討結果等を踏まえ、必要な措置を講ずる。

(2) 教育

- 障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるといふ障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得るべく検討を行う。
- 手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたいろろ者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成24年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る。

(3) 所得保障等

- 障害者が地域において自立した生活を営むために必要な所得保障の在り方について、給付水準と負担の在り方も含め、平成25年常会への法案提出を予定している公的年金制度の抜本的見直しと併せて検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成16年法律第166号)の附則において、給付金の支給対象とならなかった在日外国人障害者等に対する福祉的措置の検討規定が設けられており、この法律附則の検討規定に基づき、立法府その他の関係者の議論を踏まえつつ検討する。
- 障害者の地域における自立した生活を可能とする観点から、障害者の住宅確保のために必要な支援の在り方について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内にその結論を得る。

(4) 医療

- 精神障害者に対する強制入院、強制医療介入等について、いわゆる「保護者制度」の見直し等も含め、その在り方を検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 「社会的入院」を解消するため、精神障害者に対する退院支援や地域生活における医療、生活面の支援に係る体制の整備について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

- 精神科医療現場における医師や看護師等の人員体制の充実のための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 自立支援医療の利用者負担について、法律上の規定を応能負担とする方向で検討し、平成23年内にその結論を得る。
- たん吸引や経管栄養等の日常における医療的ケアについて、介助者等による実施ができるようにする方向で検討し、平成22年度内にその結論を得る。

(5) 障害児支援

- 障害児やその保護者に対する相談や療育等の支援が地域の身近なところで、利用しやすい形で提供されるようにするため、現状の相談支援体制の改善に向けた具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。
- 障害児に対する支援が、一般施策を踏まえつつ、適切に講じられるようにするための具体的方策について、総合福祉部会における議論との整合性を図りつつ検討し、平成23年内にその結論を得る。

(6) 虐待防止

- 障害者に対する虐待防止制度の構築に向け、推進会議の意見を踏まえ、速やかに必要な検討を行う。

(7) 建物利用・交通アクセス

- 「交通基本法」(仮称)の制定と関連施策の充実について、推進会議の意見を踏まえ、平成23年常会への法案提出に向け検討する。
- 地方における公共施設や交通機関等のバリアフリー整備の促進等のため、整備対象施設の範囲の拡大や数値目標の設定等も含め、必要な具体的方策を検討し、平成22年度内を目途にその結論を得る。
- 公共施設や交通機関等における乗車拒否や施設及び設備の利用拒否に関する実態を把握した上で、その結果を踏まえ、障害を理由とする差別の禁止に関する法律の検討と併せて、合理的配慮が確保されるための具体的方策について検討する。

(8) 情報アクセス・コミュニケーション保障

- 障害の特性に配慮した方法による情報提供が行われるよう、関係府省が連携し、技術的・経済的な実現可能性を踏まえた上で、必要な環境整備の在り方について、障害当事者の参画も得つつ検討し、平成24年内にその結論を得る。
- 放送事業者における現状の対応状況、取組の拡充に係る課題等を踏まえ、平成22年度内に、災害に関する緊急情報等の提供について、放送事業者に対する働きかけ等の措置を検討する。
- 国・地方公共団体による災害時の緊急連絡について、あらゆる障害の特性に対応した伝達手段が確保されるための具体的な方策の在り方について検討し、平成24年内にその結論を得る。

(9) 政治参加

- 障害者が選挙情報等に容易にアクセスできるよう、点字及び音声による「選挙のお知らせ版」について、今年執行予定の参議院選挙において全都道府県での配布を目指す。政見放送への字幕・手話の付与等については、関係機関と早急に検討を進め、平成22年度内にその結論を得る。
- 投票所への困難なアクセスや投票所の物理的バリア等を除去するための具体的方策として、投票所への移動が困難な選挙人の投票機会の確保に十分配慮するとともに、今年執行予定の参議院選挙において、投票所入り口の段差解消割合が100%(人的介助を含む。)となるよう、市町村選挙管理委員会の取組を促す。

(10) 司法手続

- 刑事訴訟手続において、あらゆる障害の特性に応じた配慮がされるための具体的方策について検討し、平成24年内を目途にその結論を得る。
- 司法関係者(警察官及び刑務官を含む。)に対する障害に関する理解を深める研修について、障害者関係団体の協力を得つつ、その一層の充実を図る。

(11) 国際協力

- 障害者の地位の向上に資する政府開発援助の在り方について、政府開発援助大綱への障害者の明示的な位置付けの可否を含め、必要な検討を行い、次期政府開発援助大綱の改定の際にその結論を得る。
- 現行の「アジア太平洋障害者の十年」以降のアジア太平洋経済社会委員会を中心としたアジア太平洋における障害分野の国際協力について、引き続き積極的に貢献する。

障害児支援の見直しに関する検討会報告書の概要

(平成20年7月22日)

＜見直しの4つの基本的視点＞

- (1) 子どもの将来の自立に向けた発達支援
- (2) 子どものライフステージに応じた一貫した支援
- (3) 家族を含めたトータルな支援
- (4) できるだけ子ども・家族にとって身近な地域における支援

1. 障害の早期発見・早期対応策

- 医療機関(産科、小児科等)、母子保健、障害児の専門機関等の連携を強化。
- 「気になる段階」から、保健センター等の身近なところで専門的に支援。

2. 就学前の支援策

- 障害児の専門機関による、保育所等への巡回支援等により、保育所等での受入れをできるだけ促進。
- 通所施設について、障害種別による区分をなくし、多様な障害の子どもを受入れられるよう検討。

3. 学齢期・青年期の支援策

- 放課後において、子どもの発達に必要な訓練などを実施するものは、放課後型のデイサービスとして事業実施を検討。
- 卒業後の地域生活や就労を見据え、夏休み等において体験的に就労事業等を利用。

4. ライフステージを通じた相談支援の方策

- 市町村を中心として、都道府県や障害児の専門機関が、市町村を支える体制。
- 地域自立支援協議会(子ども部会の設置)等により関係者の連携を強化。教育と連携した「個別の支援計画」づくり。

5. 家族支援の方策

- 心理的なカウンセリング、養育方法の支援等を検討。
- ショートステイの充実等により、家族の負担感を軽減。

6. 入所施設の在り方

- 障害の重複化等を踏まえれば、基本的な方向としては、一元化を図っていくことが適当。その際、それぞれの施設の専門性を維持していくことが可能となるよう配慮。
- 子どもから大人にわたる支援の継続性を確保しつつ、満18歳以上の入所者は、障害者施策として対応することを検討。その際、支援の継続のための措置や、現に入所している者が退所させられることがないようにするなど配慮が必要。
- 特に、重症心身障害児施設については、更に、児者一貫した支援の継続性が保たれるよう、小児神経科医等が継続して関われるようにするなど、十分な配慮が必要。

7. 行政の実施主体

- 通所については、在宅の支援施策等との関係から、市町村とする方向で検討。
- 入所については、当面は都道府県。(この場合、市町村の関与を現状より強めることが適当。また、将来的には、市町村とすることを検討。)
※ 検討会報告では3案が併記されたが、障害者部会報告において、上記の案となった。
- 障害児施設の利用(措置・契約)については、現行制度を基本にさらに検討。措置と契約について全国的に適切な判断が行われるよう、ガイドラインを作成。

8. 法律上の位置付けなど

- 保育所等の一般施策との連携の観点から「児童福祉法」に位置付けることを基本とすべき。

障害児支援施策の見直し（案）

<< 障害者自立支援法 >>

【市町村】

<< 児童福祉法 >>

【市町村】

児童デイサービス

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児通園施設

盲ろうあ児施設

・難聴幼児通園施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児通園施設(医)

重症心身障害児・者通園事業(補助事業)

知的障害児施設

・知的障害児施設

・第一種自閉症児施設(医)

・第二種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

・盲児施設

・ろうあ児施設

肢体不自由児施設

・肢体不自由児施設(医)

・肢体不自由児療護施設

重症心身障害児施設(医)

(未就学児)

(就学児)

障害児通所支援

・児童発達支援

・医療型児童発達支援

・放課後等デイサービス

①保育所等訪問支援

【都道府県】

障害児入所支援

→ ・福祉型

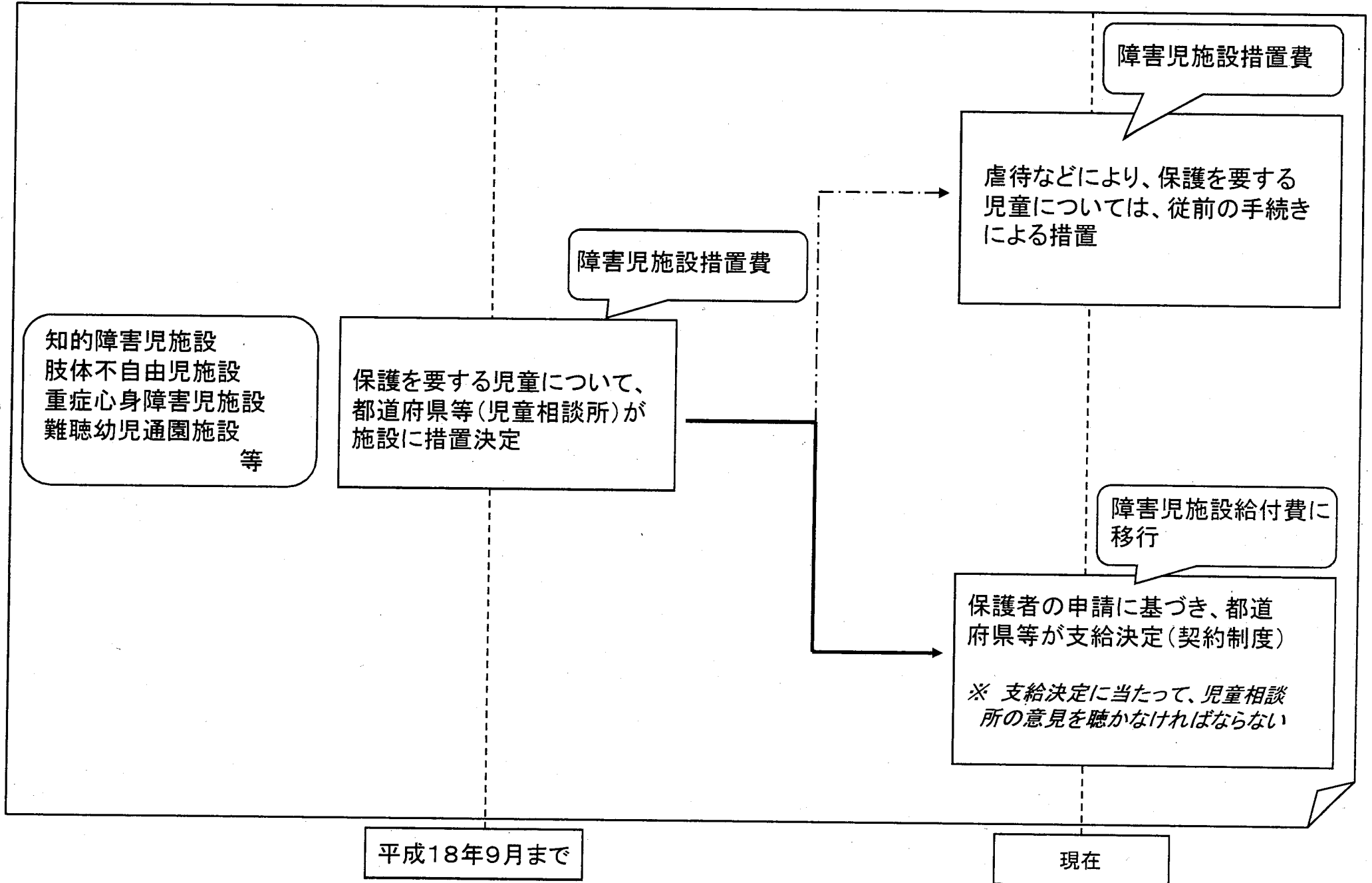
→ ・医療型

(医)とあるのは医療の提供を行っているもの

Ⅲ 障害児施設の利用について 障害者虐待防止対策支援事業について

障害児施設の利用について

164



障害児施設の入所における措置と契約について

現 状

○ 障害児施設への入所は、「障害児施設給付費等の支給について」(平成19年3月22日障発第0322005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、保護者による虐待や養育拒否の場合等は措置、それ以外の場合には契約によることとされている。

- (措置の場合) ・ 保護者が不在であることが認められ、利用契約の締結が困難な場合
・ 保護者が精神疾患等の理由により、制限行為能力者又はこれに準ずる状態にある場合
・ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難な場合

課 題

- 措置と契約の判断について、都道府県によって差が生じている。
(例えば障害児入所施設における措置率は名古屋市、三重県、大阪市、愛知県は40%台、仙台市、長野県、鹿児島県は2%台となっている(H20. 3. 1時点))
- こうした格差が生じている背景には、保護者の虐待等、措置によるべき場合でも契約とされた事例があるとの指摘もある。

社会保障審議会障害者部会報告(平成20年12月16日)

- 措置か契約かの判断をより適切に行うとの観点から、判断基準を明確化する作業を進め、ガイドラインを作成することとすべきである。



障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について

(平成21年11月17日障障発1117第1号 障害福祉課長通知)

(虐待の取扱い)

- ・ 虐待のおそれがある場合も虐待に含めて柔軟に対応
- ・ 保護者に契約の意思があっても措置で対応
- ・ きょうだいが措置されている場合でも個々の児童ごとに虐待状況を把握

(利用料の滞納の取扱い)

- ・ 保護者が利用料の滞納等をしていることだけをもって措置とするのではなく、児童の虐待等の状況を勘案し判断
ただし、催告など必要な手続きを行った上で契約解除された場合において、引き続き入所させる必要がある場合は措置とする
- ・ 措置によらなければ受け入れないなど事業者の意向ではなく、児童の状態により判断

(その他)

- ・ 民法上、対象児童の保護者以外の者と契約することはできないため、保護者が契約できない場合は措置

障害者虐待防止対策支援事業について

平成22年度予算額:461,587千円(新規)

障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う

(1) 連携協力体制整備事業

- 地域における関係機関等の協力体制の整備・充実を図る。

連携協力体制を整備した上で、
(2)から(4)を地域の実情を踏まえ、実施

(3) 研修事業

- 障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、相談窓口職員に対する障害者虐待防止に関する研修を実施する。

(2) 家庭訪問等個別支援事業

(※①から⑤までの事業を適宜組み合わせる実施)

① 家庭訪問

- 過去に虐待のあった障害者の家庭やそのおそれのある障害者の家庭に対し、相談支援専門員等を訪問させることにより、家族関係の修復や家族の不安の解消に向けた支援を行う。

② 相談窓口の強化

- 障害者虐待に係る24時間・365日の相談体制を整備する。

③ 一時保護のための居室の確保等

- 事前に障害者支援施設や短期入所事業所等に依頼し、居室の確保を行うとともに、緊急一時保護を要する虐待が発生した場合に虐待を受けた障害者の受入れについて支援する。

④ カウンセリング

- 医師、臨床心理士等が、虐待を受けた障害者、障害者虐待を目撃した者、障害者虐待を行った家族等に対して、カウンセリングを行う。

⑤ その他地域の実情に応じて行う事業

(4) 専門性強化事業

- 医師や弁護士等による医学的・法的な専門的助言を得る体制を確保する。
- 有識者から構成されるチームを設置し、虐待事例の分析等を行う。

※ 障害者虐待防止・権利擁護事業(平成22年度予算額:3,435千円)

別途、国において、障害者の虐待防止や権利擁護に関して各都道府県で指導的役割を担う者を養成するための研修を実施。

